仕　　様　　書

1　件　　名

ノートパソコン 245 台賃貸借契約

2　目的

本件はノートパソコンの賃貸借契約満了（令和 4 年 9 月 30 日）に伴い、新たにノートパソコンの賃貸借契約を行うものである。

3　一般事項

3.1　適用範囲

（1）本仕様書は東京水道株式会社（以下、「甲」という。）が発注する「ノートパソコン賃貸借契約」の貸借者（以下、「乙」という。）が履行する事項に適用する。

（2）本仕様書及び別紙に明示されていない事項は、甲の指示によるものとする。

3.2　法令等の遵守

乙は、本契約の履行にあたり、関係する法令・条例・規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。なお、法令等に基づく措置は乙の責任とする。

3.3　業務従事者への遵守事項の周知

乙は、本契約の履行に関する遵守事項について、業務の従事者全員に対し十分に説明し、周知徹底を図ること。

3.4　守秘義務

乙は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に知り得たすべての情報を甲の許可なしに第三者への提供や公表をしてはならない。また、本契約終了後も同様とする。

3.5　環境によい自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

（1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、適合の確認のために当該自動車の自動車検査証（車検証)、粒子状物質減少装置総装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示、又は提出すること。

3.6　下請負の取扱い

乙は、本契約の履行にあたり、ほかの者に請け負わせる場合には、あらかじめ下請負を行う旨を甲に申し出ること。なお、甲の担当者より書面の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

4　賃貸借

4.1　賃貸借機器一覧及び仕様

別紙「機器仕様書」のとおり。

4.2　賃貸借期間

(1) 令和4年10月 1日から令和9年9月30日(60箇月)とする。

(2) 必要な環境設定作業・設置完了後にリース開始日を迎えること。

(3) リース期間終了後、返却期間として1か月を猶予すること。

4.3　賃貸借期間満了時の処置

賃貸借期間の終了後、本契約にて調達した機器の引き上げを乙の責任と負担において行うこと。

(1) 機器の引き上げ作業は甲との調整や協議等を乙の責任と負担において行うこと。

(2) 業務の継続に影響を与えることがないよう、安全で確実な引き上げ作業計画を策定すること。

(3) 引き上げる機器の内蔵又は付属する電磁的記録媒体に保存されているデータについて、データ復元ソフトウェア等を用いても再度データを入手できないよう完全に消去すること。データ消去作業は甲が指定する場所で実施すること。また、消去の証拠を記載した証明書を甲に提出すること。

4.4　賃貸借料の支払い

賃貸借料は、賃貸人の請求に基づく毎月払いとする。

5　履行場所

甲が指示する場所（東京都、山梨県、神奈川県、埼玉県等）

詳細については契約締結後通知する。また、借入場所に変更が招じる場合は別途通知する。

6　保守

別紙「保守仕様書」のとおり。

7　各種作業

別紙「機器設定仕様書」のとおり。

8　契約範囲

本契約には、次の費用を含むものとする。

①　設置場所への機器類の搬入・設置・撤去、設定作業

②　マスター作成

③　動作検証、各種ライセンス、保守

9　業務の推進体制

（1）乙は、契約締結後、直ちに当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制について記載した書面を甲に提出すること。

（2）作業計画は、甲が作成するが、作成にあたっては乙も関与するとともに、甲との協議を十分に行うこと。

（3）作業計画に基づき、甲と協議のうえ作業手順書を作成すること。

（4）上記（１）及び（３）の事項に変更が生じた場合、乙は速やかに変更内容を甲に提出すること。

10　納品物

納品物は以下のものとする。

①　ノートパソコン一式（付属品を含む）

②　マスターデータ

③　各種ライセンス証書

11　その他

本仕様に定めない事項や不明な点が生じた場合には、その都度、甲と協議を行うこと。